

実施 状況	No.	対象等	支援業務	担当	電話番号	備考
○	1	全般	犯罪被害者等のための総合的 対応窓口（犯罪被害者等施策 担当、相談窓口業務）	くらし安心課	0566-62-1058	施策担当 相談窓口
○	2	遺族	死亡届	市民課	0566-62-1009	
○	3	遺族	国民健康保険・後期高齢者医 療保険・年金（国民年金）の異	国保年金課	0566-62-1011	
○	4	遺族	遺族基礎年金（国民年金）	国保年金課	0566-62-1011	
○	5	障害が残った被害者	特別障害者手当	福祉総務課	0566-62-1208	
○	6	障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	福祉総務課	0566-62-1208	
○	8	障害が残った被害者	障害基礎年金（国民年金）（申 請受理等）	国保年金課	0566-62-1011	
○	9	障害が残った被害者（児	特別児童扶養手当	福祉総務課	0566-62-1208	
○	10	障害が残った被害者（児	障害児福祉手当	福祉総務課	0566-62-1208	
○	12	DV・ストーカー被害・児童 虐待等	住民票の写し等の交付等の制 限	市民課	0566-62-1009	
○	13	DV等被害	女性に対する暴力の相談等	くらし安心課	0566-62-1058	
○	15	女性のための総合相談	女性に対する暴力の相談等	くらし安心課	0566-62-1058	
○	16	児童虐待	虐待を発見した場合の通告	子育て推進課	0566-62-1212	
○	17	精神疾患を有する者	精神障害者保健福祉手帳の交	福祉総務課	0566-62-1208	
○	18	障害者の支援	障害福祉サービス（介護給付、 訓練等給付）	福祉総務課	0566-62-1208	
○	19	医療（障害）	自立支援医療（精神通院医療、 育成医療、更生医療）	福祉総務課	0566-62-1208	
○	20	医療（障害）	障害者医療費助成制度	国保年金課	0566-62-1207	
○	21	医療（高齢者）	後期高齢者福祉医療費の支給	国保年金課	0566-62-1207	
○	22	医療（精神障害）	精神障害者医療費助成制度	国保年金課	0566-62-1207	
○	23	医療（子ども）	子ども医療費助成制度	国保年金課	0566-62-1207	
○	24	医療（ひとり親家庭等）	ひとり親家庭等医療費助成制	国保年金課	0566-62-1207	
○	25	ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て推進課	0566-62-1061	
○	26	ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事	子育て推進課	0566-62-1061	
○	27	ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	子育て推進課	0566-62-1061	
○	30	子育て支援	児童手当	子育て推進課	0566-62-1061	
○	31	ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当・遺児手当	子育て推進課	0566-62-1061	
○	32	就学支援	要保護及び準要保護児童生徒 援助費	学校教育課	0566-62-1035	
○	35	子育て支援	一時保育（一時預かり事業）	子ども課	0566-62-1014	
○	36	子育て支援	子育て短期支援（ショートステ イ）事業	子育て推進課	0566-62-1061	
○	38	子育て支援	育児に関する相互援助（ファミ リー・サポート・センター）	子育て支援課	0566-23-8877	
○	40	児童生徒	いじめ・不登校等教育相談	子ども相談センター	0566-62-6313	月～土 9:00～17:00
○	41	法律相談	無料法律相談	くらし安心課	0566-62-1058	月・第4水・第1～3金 13:00～16:00 第2水、第4金 9:00～12:00 予約制
○	42	外国人住民対応	外国人生活相談等	くらし安心課	0566-62-1058	
○	48	福祉（全般）	福祉に関する相談等（福祉事 務所等）	福祉総務課	0566-62-1012	
○	49	福祉	社会福祉の相談・支援業務（社 会福祉協議会）	社会福祉協議会	0566-23-1600	
○	50	福祉（高齢者）	高齢者福祉の総合的な相談・ 支援（地域包括支援センター）	①長寿課 ②刈谷中央地域包括支援センター ③刈谷富士松地域包括支援センター ④刈谷依佐美地域包括支援センター ⑤刈谷中部地域包括支援センター ⑥刈谷雁が音地域包括支援センター ⑦刈谷朝日地域包括支援センター ⑧刈谷市基幹型地域包括支援セン	①0566-62-1063 ②0566-23-0280 ③0566-62-3033 ④0566-63-5235 ⑤0566-25-8283 ⑥0566-21-3561 ⑦0566-63-6700 ⑧0566-05-5212	①月～金 8:30～17:15 ②月～金 8:30～17:15 ③月～金 9:00～18:00 ④月～金 9:00～17:00 ⑤月～金 8:30～16:45 ⑥月～金 9:00～17:00 ⑦月～金 9:00～17:00 ⑧日～金 8:30～17:15
○	51	保健	健康相談、保健指導等（保健セ ンター）	健康推進課 子育て支援課	0566-23-9559 0566-23-8877	
○	55	消費生活	消費生活相談	消費生活センター（くらし安心課）	0566-91-1195	月・火・木・金 9:00～16:00
○	59	①障害者虐待 ②高齢者虐待	虐待を発見した場合の通告	①福祉総務課 ②長寿課	①0566-62-1208 ②0566-62-1063 ③0566-62-1080	①②月～金 8:30～17:15 ③上記以外の休日夜間

注 相談日・時間等は備考欄記載のものを除き、月～金の8:30～17:15
（地方公共団体の休日（日・土、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末・年始（12月29日～1月3日））を除く。）